広報 いずみざき

村作り五原則

一、互いに仲良く助け合い、明るい村を作りましょう。
一、教養を深め、文化のかおり高い村を作りましょう。
一、環境を整え、健康で清潔な村を作りましょう。
一、勤労に励み、豊かな村を作りましょう。
一、きまりを守り心を合わせて平和な村を作りましょう

昭和53年３月５日発行　（第１３０号）　編集・泉崎村役場総務課　印刷・野木印刷所

＜村民のうごき＞　世帯数 1,188　人口 5,527人　男 2,751人　女 2,776人

老人医療費受給資格者は届出を

皆様、すでに御承知の老人医療費受給制度について本年新たに該当する方は、明治四十一年生れの方ですので、生まれた日の属する月の前月末日までに印鑑と健康保険証を持参の上、役場住民課まで届出をして下さい。(ただし、本人の前年の所得が法で定められた額をこえる場合は、所得制限となりその年の医療費が受給されないこともあります。)

乳児医療費助成制度について

この制度は、満一才に満たない子供が医者にかゝった場合の一部負担金に対してそのかゝった分を助成する制度です。国民健康保険加入の方の場合はその場にて無料となりますが、社会保険加入者に対しては一時窓口で支払いをしてそれに対し医師の証明をしてもらい、役場に請求することになっています。

一才未満の赤ちゃんのいる方で、まだ乳児医療費受給資格証を受けてない方は、役場住民課まで印鑑と社会保険証を持参の上申請して下さい。

「児童扶養手当」

「児童扶養手当」とは、国が次の各号のいずれかに該当する児童の母が、その児童を監護するとき又は母がないか若しくは母が監護をしない場合において当該児童の母以外の者が児童を養育するときに、その母又はその養育者に対し、児童扶養手当を支給するものです。

一、父母が婚姻を解消した児童
二、父が死亡した児童
三、父が廃疾者である児童
四、父の生死が明らかでない児童
五、その他前各号に準ずる状態にある児童

右の各号に当てはまる児童で、日本国内に住所のあるもの、公的年金を受けられないもの等となっていますので、該当するのではないかと思われる方は役場住民課まで問い合せ下さい。

(尚、児童とは、満十八才未満の者をいいます。)

みんなの年金

特例納入について

昭和五十三年七月から昭和五十五年六月三十日までの二年間に渉って、第三回目にあたる無年金者及び未納者対策としての特例納付が実施される予定です。

これは割増保険料となり一ケ月四千円となりそうです。大正七年四月一日から明治四十四年四月二日までに生まれた方で年金に加入していない人、又は年金に加入した人で過去に未納となっている人は、よく調べて、近く国民年金委員、又は役場の係までご相談下さい。

なお詳しくは、追って広報、チラシ等でお知らせいたします。

地区別の国民年金委員は次のとおりですので、年金に関することについて、気軽るに相談して下さい。

地区名	氏名	住所
太田川	大森政	居平三二
踏瀬	箭内 誠	踏瀬二九
高根	常盤正清	高屋四五
原	坂本三郎	別所三
長峰一	大野安雄	長峰一
宿舘	大野正平	舘一
新下宿	海上吉恵	新宿六
堂ノ下	菊地 清	道下前四
新田	小針藤重	新田四九
上町	木野内覚夫	上町四〇
下町	北沢武茂	下町三二
瀬知房1	佐川健	瀬知房二四
〃 2	田崎武水	〃後四一
屠胴原	鈴木正吉	松ケ沢六〇

障害年金の請求をしていない方は早めに手続きを!

障害者でまだ国民年金の障害年金の請求をしていない方はいませんか。

国民年金では、国民年金の加入期間中にかゝった病気やケガがもとで障害者となった方には障害年金が、二十歳になる前の病気やケガがもとで障害者となった方や先天性の心身障害には二十歳になったときから障害福祉年金を支給することにしています。

障害の程度は、日常生活が著しく制限されるかまたは著しい制限を加えなければならない程度以上であればよいことになっています。ところで、障害年金を受けるためには、このような条件を満たしたときに、所定の手続き(裁定請求)をすることが必要とされています。

裁定請求をしないまま五年が経過しますと時効により請求ができなくなり、せっかくの年金受給の機会を失なってしまうことになります。このことがないよう障害年金を受ける権利のありながら、まだ裁定請求を行っていない方は、早めに役場の年金係に相談して下さい。

!!対話を写そう!!

「人権擁護委員制度30周年記念」写真コンテスト

法務局、地方法務局と人権擁護委員は、「対話によって明るく住みよい社会をつくる」ために活動しております。あなたのまわりの対話を見つけて、明るい社会がほのぼの目に浮かぶ、そんな風景を写真に撮って送って下さい。

●テーマ
「対話」をテーマにした作品

●発　表
昭和五十三年六月初旬。
入賞者に直接通知するほか、松坂屋上野店において展示し、全国人権擁護委員会発行の「人権通信」七・八月号にも発表する。

●サイズ
黒白は六切以上・カラーはEサイズ以上

●しめ切り
昭和五十三年四月十五日
(当日消印有効

●送り先
〒一〇〇　東京都千代田区霞が関一―一―一
法務省人権擁護局人権擁護管理官室

●応募規定
○作品は未発表及び発表予定のないものに限る。
○入賞は一人一賞にします
○応募作品の点数には制限がありません。
○応募作品に題名、撮影日撮影場所、氏名、年令、職業、住所を明記した応募票を裏面に貼付して下さい。
○入賞作品の版権は主催者に属します。(応募作品は返却しません。)
○入賞作品のネガは入賞通知のあり次第に提出して下さい。
○応募規定に違反した場合は入賞は取消されます。

くらしと健康を守る

国民健康保険

◎保険証

（正しくは「国民健康保険被保険者証」といいます。）

国保は各世帯ごとに加入することになっていますが、加入するとその資格を証明するものとして、一世帯に一枚の保険証が交付されます。

保険証を受けとったら、氏名などにまちがいがないかよく確かめ、注意事項を読んでおきましょう。

もし、まちがいをみつけたときには、国保担当窓口へ申し出てください。保険証を勝手になおしたりするとその保険証は無効となりますので注意しましょう。

保険証はお医者にかかるとき、あなたが国保の被保険者であることを証明するとともに大切な受診券でもあります。保険証がなければ、被保険者であることを証明できませんから国保の診療も受けられません。したがってそのときの医療費は全部自己負担となりますこのようなことがないように、お医者にかかるときには必ず保険証を提出し、診療が終ったら返してもらう習慣を身につけておきましょう。

① 国保で診療を受ける場合は、かならず国保を取り扱っている保険医でなければなりません。

非保険医にかかったときは、国保は使えませんので全額自己負担となります。

また、他府県では保険証が使えない場合がありますので、ご注意ください。

② 保険証の内容に変更があったときや、すでに有効期限が過ぎていたり、よごれ、破損、紛失したときには保険証は使えません。

このようなときには国保担当窓口に届ければ新しい保険証の交付が受けられます。

春の全国交通安全運動

4月4日㈫～4月15日㈯

『こどもと老人を交通事故から守ろう』

福島県海浜青年の家ではみなさんの御利用を待っています。

当所は集団宿泊研修活動をとおして、規律、協同、友愛、奉仕の精神を体験的に会得させ、心身ともに健全な青少年を育成することを目的として設けられた社会教育施設です。

◎ところ
福島県相馬市磯部字大洲三八番地の三

◎利用できる人
五人以上の団体で二十四時間以上滞在し、自主的な研修プログラムを持ち、責任者が明確であること。
○勤労青年
○在学青少年
○青少年の育成指導関係者
○青少年団体等の社会教育関係団体
○その他所長が認めた者

◎利用できない日
○国民の祝日
○毎年「一月二日から一月四日まで」、「十二月二十八日から十二月三十一日まで」
○毎週月曜日

◎申込の手順
○海浜青年の家に利用の条件、使用上のきまり等や利用可能かどうかを電話で問い合わせてください。
○おそくとも入所一ケ月前までに「海浜青年の家使用許可申請書」を提出して下さい。

◎施設の概要
敷地面積　二〇〇〇、〇〇〇㎡
建物面積　三、四七三㎡
宿泊定員　一二〇〇名
キャンプ定員　一二〇名

◎主な施設及びハイキング等
研修室、視聴覚室、体育館、運動場、キャンプ場、オリエンテーリング、海水浴、野鳥観察など

◎料金
○食費三〇円（朝一六〇円、昼二二〇円、夕五〇円）シーツ代七〇円（一研修につき）
○宿泊と施設、設備等の使用、暖房料は無料です。

◎交通の便
福島交通相馬営業所バスターミナル発
磯部行（または磯部経由鹿島行）一二〇分→舟溜停留所下車、徒歩七分

◎くわしいことは
福島県海浜青年の家
TEL（〇二四四）三一五三四番

公民館だより

◉高令者学級のお知らせ

去る二月十八日の学習は講師が幼稚園長宍戸初子先生、「健康で長寿を保つための食事と体操」先生の周到な準備とおもしろく為になるお話にみんなすっかり感激、とくに健康を保つ体操の実演には皆さん大喜び、ぜひ毎日少しの時間でよいから体操をして下さい。

三月十一日（土）は午後一時半から今年度の終了式を行う。

終了生は一四三名、うち皆勤賞は四〇名、精勤賞二〇名が授賞する。最後の日なので式後反省懇談会を行う予定。

◉婦人学級のお知らせ

二月七日（土）午後一時半より、映画「家庭の構図」を見、農業改良普及所技師石井修三氏の「家庭菜園の作り方」の講義を開く。

家族の健康を保つために毎日新鮮な有色野菜を料理できるよう計画的に野菜を栽培しよう。

二月二十三日は講師竹林章技師の家庭花壇の作り方の講義、いつもきれいな花の咲いている花壇をつくりたいものである。

三月は七日と十四日の二回、いづれも鉾建先生の「健康食品の献立の作り方とその調理のしかた」を実習する。

終了式は十四日午後二時から、ぜひ多数出席されて反省会に臨んでいただきたい。

◉愛宕山公民館婦人学級

愛宕山公民館では去る二月十六日午前九時から、農業改良普及所の鉾建先生を招いて、栄養食の調理実習を行ったが三月には三回にわたって着付教室を開く。

部落公民館が自主的にこのような学習をすることは誠に喜ばしい。

◉生花教室閉講

昭和五十年一月から始めた生花教室は三年間継続したので、三月二十日で閉講し、新年度からは新しい計画で行うことになるので多数参加していただきたい。

第二回ふるさとづくり研究集会開催される

平和で文化のかおり高い村作り五原則の主旨を再確認し、村民としてその実現に協力するため、老人クラブ、婦人会、青年会、農協婦人部、商工会青年部、同婦人部等の有志団体が推進母体となって「豊かで、明るく住みよいふるさとづくり運動」を展開しようと去る一月二十九日（火）中央公民館に於て研究集会が開かれた。

矢内館長の挨拶、中野目助役の来賓祝辞のあと、泉崎二小校長国井喜兵衛、公民館運営審議会長田崎豪、同委員鈴木明正、商工会長木野内覚夫の各氏を助言者に、三つの分科会で地域に於ける住民活動の進め方について活発な意見の交換があった。

第一分科会では、新生活運動の一環として「生活改善の進め方」について。

- ●冠婚葬祭に於ける虚礼の自粛
- ●かしこい消費者となるための心得
- ●村内商工業店の利用度を高めるために
- ●農村青年の結婚問題について
- ●農・商・工業等の後継者の養成について

第二分科会では「環境の浄化と整備について」

- ●環境の整備と美化運動の進め方として
- ●青少年の非行化防止について
- ●交通事故の防止について

第三分科会では「社会奉仕活動の進め方として

- ●余暇時間の生み出し方とその活用について
- ●ボランティア活動家の発見と養成及び組織化について
- ●身近かな社会奉仕活動としてどんなことができるか

等について、それぞれの立場から意見を述べ、今後各団体の特性に応じ、他の団体の協力を得ることは勿論のこと、全村挙げて取り組むことにした。具体的な活動計画は後日それぞれの団体に於て立案されるが、住みよい地域づくりのため村民各位の絶大なるご協力をお願いしたい。

第一回民謡大会開催

三月二十六日（日）本村中学校体育館を会場とし、第一回民謡大会を開催することになりました。

主催は峠節保存会、村文化協会、中央公民館の三者で、既に大会実行委員会を結成し、大会運営に伴う諸準備を進めております。

上演部門は民謡、舞踊、民俗文化財の三部に分けてありますが、大凡五十種目に組合せて進行の運びとなります。

伝統ある村の民謡を保存伝承し、村の文化振興と各部落の地域づくりに寄与するために企画した催しでありますが、それぞれの部門について、各関係団体から積極的に賛助出演して下さる事になりましたので、始めての大会ではありますが、その目的が達せられるよう、そして、皆様から喜ばれるよう運営する所存であります。

どうぞ皆様お誘い合せの上お出向願いたくお知らせします。

川崎婦人会総会予定

三月十九日（日）に磐光ホテルで行われ、新年度の役員が選出される。

～教育委員会より～

多額の寄付に感謝

泉崎村ゴルフクラブ（会長海上博之氏、会員三十六名）では、昭和五十二年の泉崎村ゴルフクラブ納会を実施し、そのチャリティ賞の中から泉崎幼稚園に四万円、泉崎一・二小に二万円ずつ、計八万円という多額の寄附をされました。

学校、幼稚園では大喜びで早速マット、運搬車などの教材教具を購入大いに活用してクラブ皆々様の御厚意に報いるよう務めております。

ここに紙上をお借りして厚く御礼申し上げます。

学童の事故防止を

三月は、小、中、高校の児童、生徒の事故の多い月といわれている。

とくに中学生や高校生は親が放任していると思いがけぬ非行に走ることがあるので、親と子が気軽に話し合えるような家庭のふん囲気をつくり、外泊や夜遊びなど絶対に認めないように各家庭で注意していただきたい。

体協だより

冬期間の運動量は少なくなりがちです。ちょっとした体操は身体に良いものです。

三月五日　職場対抗卓球大会　中学校体育館

三月十二日　部落対抗卓球大会　泉一小体育館で大会があります。

スポーツ傷害保険加入について、保険料年間三百円　保険金額＝通院一日壱千円　入院一日壱千五百円　保険期間＝昭和五十三年四月一日より昭和五十四年三月三十一まで。団体十名以上で加入になれます。代表者を通して早めに加入下さい。

昭和五十二年村内加入者数一、〇四一名です。

事務担当　中央公民館内

職域対抗卓球大会

三月五日（日）八：三〇　泉崎中学校体育館

部落対抗卓球大会

三月十二日（日）八：三〇　泉崎第一小学校体育館

今年最後の行事であるので、盛大な応援を希望する。

〝学園だより〟

◉泉崎幼稚園

●三月三日は楽しいひな祭

●三月十八日（土）午前十時から卒園式、今年の卒園児は男三九女二三計六二名

卒園児の全保護者の参列をおねがいする。

◉泉崎第一小学校

●三月七日（火）午後二時より、新入生保護者会を開き、新入学児について種々理解を深めるため懇談する。全保護者の御出席をお願いする。

●三月二十三日（木）午前十時より修卒業式、卒業生は男二四名女二四名計四八名、いずれも四月には村の中学校に進学する。

◉泉崎第二小学校

●三月十日　児童会総会

●三月十五日みどり少年団総会

●三月十六日卒業生謝恩会

◉三月二十日　修卒業式の予行とマラソン表彰式

●三月二十三日　修卒業式　午前十時より挙式、卒業生は男一二女一四計二六名

◉泉崎中学校

●第十七回卒業式は三月十四日午前十時より行われる。卒業生は男五〇女四六計九六名。その進路は別項の通り。

●修了式は三月二十日、一二年生の修了式を行う。一年修了七九名、二年修了一〇四名である。

●新年度の生徒会役員　昭和五十三年の生徒会役員は去る十二月選出され、校長から任命された。

会長　荒井　宏　2の1
副会長佐藤淑子　2の3
同　田崎一夫　1の2
書記　北沢さつき2の2
同　鈴木好江　1の2
会計　湯川光弘　2の2
同　田崎哲雄　1の1

●中学三年生の進路状況

※決定者数

安積商業高校　七名
日大東北高校　土木一、普通一、建築一、計三名
郡山女大付属高　一名
専修職業訓練校　三名
定時制高校（就職）一名
就職　四名　計十九名

※進学希望（願書提出）数

白河高（普）一一、白河女高（普）一八、白河農工高（農）四、（機）四、（電）八、（家）五、矢吹高（普）一八、岩瀬農高（農）二、須賀川高（商）二、郡山北工高（電）一、郡山商高一、学法石川高（普）二、（商）一、計七七名（九一・六七％）入学試験は三月十六日一斉に行われるが全員の合格を切に祈る。

〈郷土編纂室資料だより〉

中野さまと八槻さま

昔泉崎に住んでいた中野さまはキンドシ川（泉川）を利用して堀をめぐらし豪壮な舘を構えていた。中野さまの一族は皆中野を名乗り、その勢力は近隣を圧していた。

これに対し、久慈川をさかのぼって来た八槻さまと勢力を争う羽目となった。八槻さまは稲の新種を携えて南よりやって来た。この稲の品種は良質の稲であったので地方民は争ってこの種子を求めた。この種子を交換しながら、八槻様は勢力を拡張して行った。このために中野さまは非常な脅威を受けた。

もとは中野さまの地盤であった久慈川沿いの土地も遂次八槻さまのものとなってしまった。

中野様は八槻様の侵入を防ごうとしたが、新種の稲で米が今までよりとれる里人たちは八槻さまの方になびいてしまった。

中野さまは遂に我慢がしきれなくなって軍を起して八槻勢と戦ったが攻めきれず一時兵をおさめ敵の浸入を防ぐために見通しの良いカシキ山の一角に見張り台を設け、軍勢を屯方させて八槻勢の浸入を監視しておった。

暫くなりを鎮めていた八槻勢は再び勢力を増して中野様と大熊川（阿武隈川）をはさんで激戦となったが八槻さまの軍が強く、遂に中野様の軍は総崩れとなり敗退してしまった。勢いにのった八槻勢は中野様の舘をおとしいれ、その一族郎党ことごとく斬殺してしまったと言う。

泉崎の中野では中野さまの広大な舘跡の中央に石の祠を建て、ありし日の中野さまをしのんでいる。

（文化財審議員　遠藤輝之助）

生活設計に　簡易保険を

＝＝三月まで新加入運動展開＝＝

郵政省では、三月二十一日までの間、大蔵省、自治省、文部省、その他の関係機関のご協力を得て「明かるいくらしの設計簡易保険新加入運動」を全国的に実施しております。

簡易保険は、みなさまの生活の安定と福祉の増進を目的として創設以来六十年余、「手軽に安心して加入できる」国営の保険制度として暮しの中に役立てられ現在契約件数は五千百万件保険金額は三十四兆円を超えております。

又、みなさまからお預りした保険料は九兆円に達し関係機関を通じて学校や住宅建設等豊かで住みよい社会をつくるために役立っており、泉崎村にも小学校、中学校建設のほか、村営住宅、給食センター建設、道路舗装事業等に、一億八千六百万円の融資を受けております。

このように簡易保険は、病気、事故、災害の備えやお子様の教育資金、老後の生活に対する備えなど、みなさまの生活向上と福祉の増進に役立つばかりでなく「明るく、住みよい村づくり」にも大きな働きをしております。

みなさまの理解あるご協力をお願い申し上げます。

（泉崎郵便局）

税務署だより

所得税の申告と納税は三月十五日まで

所得税の確定申告は三月十五日までですが、もう申告はお済みでしょうか。

申告書の書き方などについて、分からないことがありましたらお気軽に税務署に御相談ください。

申告をしなければならない方が申告をしなかったり誤った申告をしますと、後で不足の税金を納めるだけでなく、加算税など余分な税金を納めなければなりません。申告するときには、よく確かめて正しい申告をしてください。

申告した所得税を一度に納めることができないときは、税金の二分の一以上を三月十五日までに納めると残りの税金を五月末まで延納することができます。

なお、便利な納税の方法として、振替納税の制度もありますので、利用されるようお勧めします。

税に不服のあるときは

税務署からの更正、決定の通知や、差押えなど税務署の処分について不服があるときは、税務署長に対し

て「異議申立て」をすることができます。異議申立てが出されますと、税務署ではその内容を調査、審理して「決定」しますが、その決定になお不服があるときは、更に、国税不服審判所長に対して「審査請求」をして救済を求めることができます。

図式で簡単に説明しますと、

税務署 ← 更正、決定などの通知 ― 納税者 ― 二ケ月以内「異議申立て」→ 税務署

税務署 ← 通知 ― 納税者 ― 一ケ月以内「審査請求」→ 国税不服審判所

国税不服審判所 ← 通知 ― 納税者 ― 不服のときは訴訟もできる → 裁判所

青色申告者は２ケ月以内に直接「審査請求」もできる。

「異議申立て」や「審査請求」は必ず書面で行うことになっていますが、手続きなどで分からないときは、最寄りの税務署や国税不服審判所へお尋ねください。

国税不服審判所は、国税について納税者の権利救済のために設けられた機関です。

所在地等は、次のとおりです。

〒仙台国税不服審判所
仙台市本町三丁目二―三
電話〇二二二㉑七五六一

おいわい　おめでた　おくやみ

□結婚おめでとうございます

星　光哉　字休場山　一〇二
信子　太田川
石射八郎　居平十二
良
緑川二男　字庭渡神社
敏江　二六

□出生おめでとうございます

お子様名　父名　住所
鈴木陽子　実　字新宿
小林誠人　秋雄　字狐山三
木戸秀成　茂治　漆久保六
熊田真澄　久男　谷地久保三

■謹しんでお悔み申し上げます

渡部フミヨ亡才字十八夜山
石川なよ　亡才字踏瀬四六
溝井一男　亡才字居平五三
中畑二郎六才字高屋十六
田崎正喜四才字豊内三七
斎藤幸重七才鶴番小屋九